

事業主の皆さまへ

労働保険の手続について

【労働保険】とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。下記の加入義務のある事業場などをご確認の上、まずは、最寄りの、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

◆次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。（強制適用事業場）

常勤、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

保険料は何に使われている？

◆お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険 労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険 労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、

また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

成立手続がお済みでない事業主の方は、速やかに手続をお願いします。

◎労働保険の成立手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）の窓口又は電子申請で行うほか、労働保険事務組合（厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体）や社会保険労務士へ事務処理を委託（依頼）することもできます。

詳しくは 長崎労働局総務部労働保険徴収室
電話095-801-0025
又は最寄りの監督署・安定所へ
お尋ねください。

*裏面に（第2案 原稿）があります。

(第2案 原稿)

労働保険の成立手続について

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、政府（厚生労働省）が運営する強制保険です。労働者を一人でも雇用している事業主は、労働保険の成立手続が必要です。労働保険の適用事業で未だ成立手続がお済みでない事業主の方は、事業主の安心と労働者の福祉の向上等のため、速やかに成立手続をお願いします。

詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（電話 095-801-0025）又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。

※ 上記の記事で文字数が多過ぎる場合は、下記の内容にして下さい。

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働者を一人でも雇用している事業主は労働保険（労災保険・雇用保険）の成立手続が必要です。詳しくは、長崎労働局労働保険徴収室（電話 095-801-0025）又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークへお尋ねください。



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。
（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業場であり、成立手続を行う義務があります。



※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。
雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同族の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？



① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、
口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。このリーフレットで、貴事業場における労働保険の**成立手続**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業**であり、**成立手続を行う義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険・雇用保険の対象となりません。

保険料は何に使われている？

◆ お支払いいただいた労働保険料は、労災保険と雇用保険で次のように使われています。

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、**被災労働者やご遺族を保護**するための給付等を行っています。

※令和3年度は、約68万人に新規の「療養（補償）等給付」等を行い、約20万人に労災年金を支給しました。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、**生活・雇用の安定と就職の促進**を図るための給付等を行っています。

※令和3年度は、約113万人に新規の一般求職者給付（いわゆる失業手当）を行いました。

保険料の算出方法

◆労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

(全ての労働者に支払った賃金の額(賃金総額)※) × (保険料率)

※雇用保険率については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料は誰が負担する？

◆労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額と保険料率（労災保険率＋雇用保険率）から決まります。

労働保険料のうち、**労災保険分は全額事業主負担、雇用保険分は事業主と労働者双方の負担**になります。

※労災保険率及び雇用保険率は事業の種類ごとに定められています。

成立手続を怠っていると？

1. 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険への成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。

その際、労働保険料は手続を行っていない過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産に対して差押え等の処分を行います。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。

成立手続はどこでできる？

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の
所在地は右のQRコードから確認できます。

労働基準監督署



公共職業安定所
(ハローワーク)



労働保険料等の口座振替納付が可能です。

●労働保険料及び一般拠出金を口座振替により納付いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

●詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ内検索ワード「労働保険料等の口座振替納付」

